

バリアフリーの基本方針

1. 移動円滑化の意義と目標

(1) 移動円滑化の意義

国が公表した平成 17 年度版「高齢社会白書」によりますと、平成 16 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 2,488 万人となり、総人口の 19.5%を占めています。この高齢者人口は、平成 32 年まで急速に増加し、その後は概ね安定的に推移する一方、総人口が減少することから高齢化率は上昇を続け平成 27 年には 26.0%、平成 62 年には 35.7%に達すると見込まれています。

一方、江別市においては平成 16 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 22,016 人で、総人口 124,051 人の 17.7%を占めています。とりわけ大麻地区では、高齢化率 20.2%と他の地域に比べ高くなっています。また同期における身体障がい者数は 4,816 人で、このうち高齢者は 63.7%を占めています。

江別市の 21 世紀初頭のまちづくりの基本的方向性を示す指針として平成 16 年 4 月よりスタートした「第 5 次江別市総合計画」では、将来の都市像を「人が輝く共生のまち」とし、その最終年にあたる平成 25 年の人口は 132,000 人、高齢化率は 22.8%と想定しています。

こうした高齢社会において、公共交通機関を利用した移動の円滑化を進めることは、高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー利用者等（以下「移動制約者」という。）を始め、全ての利用者の自立した生活、あるいは主体的な社会参加が促進され、活力のある社会が維持されることから、第 5 次江別市総合計画の政策「安全で快適な都市生活の充実」の目標達成度の向上につながります。

(2) 移動円滑化の目標

歩行空間や施設のバリアフリー化により、移動制約者を始め全ての市民が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。

また交通バリアフリー基本構想における目標年次は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間とします。

2. バリアフリーの基本方針

(1) 基本理念

これからの社会変化を踏まえ、全ての人にやさしい「人が輝く共生のまち」の実現に向けて、安全で快適な“こころとからだのバリアフリー”の都市空間の構築を目指して、以下の3つのキーワードを基本理念とします。

<江別市交通バリアフリー化の基本理念>
「わかりやすさ」「のりやすさ」「あるきやすさ」

(2) 基本方針

ユニバーサルデザインの理念に基づく空間整備の推進

バリアフリー化にあたっては、本基本構想の理念である「わかりやすさ」「のりやすさ」「あるきやすさ」を基本に、ユニバーサルデザインの視点にたって整備を進めます。

また、旅客施設だけでなくその他の建築物も含めた、連続したバリアフリー空間の整備を進めます。

こころのバリアフリーの推進

からだのバリアフリーとなるハード面の施設整備だけではなく、それらを補うちょっとした手助けを何気なく行えるようなボランティア意識を全ての市民が醸成できるように、広報・啓発活動を展開し、こころのバリアフリーを推進します。

冬期の積雪及び凍結に対する配慮

多雪地域である江別市において、冬期の歩行空間を確保するため積雪や凍結に対する配慮を行い、歩道の除排雪の徹底と事業に応じた広幅員歩道の整備を進めます。

実効性を高める事業の推進

野幌駅周辺においては、「江別の顔づくり事業」が進められますが、事業を進めるにあたっては本基本構想に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ってバリアフリーを進めることにより、実効性の高い計画とします。

市民・NPO・事業者・行政等の協働

江別市のバリアフリー化を進めていく上で、市民との情報の共有・交換を十分にを行い、市民・NPO・事業者・行政のパートナーシップにより、まちづくりを進めます。

事業の評価

市は基本構想作成後も、施設を利用する移動制約者等の移動の状況や重点整備地区における移動円滑化のための施設・設備の整備状況等を把握するとともに、必要に応じ基本構想の見直しを行い、更なる整備に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（SEE）のPDSサイクルを展開し継続的な改善を進めます。

基本構想によるまちづくり

新たなまちづくりに関わる事業計画、あるいは既存社会資本の整備にあたっては、本基本構想に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリー化を進めます。

3. バリアフリーの整備方針

整備方針については、平成 17 年度から平成 26 年度までを目標期間としていますが、交通バリアフリー法における「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定める期間が、平成 22 年までとなっていることから、この期間までに急いでしなければならないこと、あるいは長期的な視点に立って整備しなければならないことを整理し、実行性のあるものとしします。

(1) 公共交通特定事業の整備方針

特定旅客施設内の移動円滑化のための事業

- ・エレベーター等の昇降施設を整備します。
- ・駅舎内の誘導ブロックを整備します。
- ・階段や通路に 2 段式手すりを整備します。
- ・出入り口にはスロープを整備します。
- ・ユニバーサルデザインによる多目的トイレを整備します。

特定車両の移動円滑化のための事業

- ・新規車両購入時には低床バスを導入します。
- ・わかりやすいバス路線の表示や、乗降りし易いバス停を整備します。

(2) 道路特定事業の整備方針

- ・フィールドチェックによる指摘箇所の多い路線を対象とします。
- ・特定旅客施設から公民館などの公共施設や商業施設などをつなぐネットワーク経路を対象とします。
- ・特定経路の段差解消、誘導ブロックの整備、凹凸等障害物の整備を行います。

(3) 交通安全特定事業の整備方針

- ・音声信号機の設置、道路標識の設置等、特定経路における道路においてバリアフリー化を進めます。

(4) その他の整備方針

- ・JR 各駅施設とバス乗降場のスムーズな連絡動線を確保するなどバリアフリー化を進めます。
- ・自家用車利用者については、障がい者用の乗降場を確保します。
- ・自転車利用者のための駐輪場の適性配置を進めます。
- ・公共施設、商業施設等の施設管理者はハートビル法や本基本構想に基づきユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリー化を促進します。
- ・建物施設や道路だけではない面的なバリアフリー環境の整備を進めます。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ったわかりやすいサイン環境の整備を進めます。

- ・施設等の整備に加えソフト施策として、移動制約者に対する理解を促すため、こころのバリアフリーを進めます。また、聴覚障がいや内臓疾患を含む内部障がいなど、外見的にはわかりにくい様々な障がいがあることについての啓発活動もあわせて進めます。